

令和4・5年度建設関連業務競争入札参加資格審査申請Q&A（令和4年1月13日更新）

No	手引き ページ	質問事項	回答
1	P19	国税に係る証明書「その3の3」の正本について、電子納税証明書の場合、電子データが原本となるが、電子納税証明書を紙に印刷したものを正本として提出してよいか。	PDF形式の電子納税証明書の場合は、電子データをCD-R等の記録媒体に保存の上、提出してください。 XML形式の電子納税証明書の場合は、電子納税証明書のコピーを原本と同様に取り扱うため、書面の場合の公印に代わるものである税務署長等の官職署名及び官職証明書を含めた電子納税証明書の電子ファイル全体をそのまま記録媒体に保存して提出してください。
2	P25	「法人・個人の事業開始等申告書の写し」の代わりに、法人事業税又は法人市町村民税等の書類でも良いとありますが、原本ではなく写しでもよいか。	法人事業税又は法人市町村民税の納税証明書等の営業所の存在を確認できる公的機関が発行した書類については、写しでかまいません。
3	P1	ドローンでの測量の場合、登録業務は「地上測量」又は「航空測量」のどちらになるか。	「航空測量」となります。
4	P19	新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予を受けているが、どのような書類を提出すればよいか。	新型コロナウイルス感染症等の影響による税の徴収猶予を受けている場合は、次の書類を提出してください。 国税：「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」の原本 県税：「徴収猶予通知書」の写し
5	P20～22	様式第6号「申請業務に係る業務実績調書については、記入する実績は完成業務と記載があるが、様式第4号「技術者経歴書」及び様式第5号「申請業務に係る技術者業務経歴書」は、履行中の業務についても業務経歴として載せてよいか。	様式第4号及び第5号ともに、令和4年1月1日時点において、完了している業務を記載してください。
6	P5	計算書類のうち「(3)株主資本等変動計算書」と「(4)個別注記表」については、2年前から現況報告書の添付資料から省略されているがどのようにすればよいか。	計算書類については、現況報告書の添付資料のうち、次の資料を提出してください。 【測量】 貸借対照表及び損益計算書、財務事項一覧表、完成測量原価報告書 【建設コンサルタント】 貸借対照表及び損益計算書、直近1年の事業収入金額、財務事項一覧表 【地質調査】 貸借対照表及び損益計算書、直近1年の事業収入金額、財務事項一覧表 【補償関係コンサルタント】 貸借対照表及び損益計算書、直前1年の事業収入金額、財務事項一覧表